山梨県不育症治療費助成事業 申請金額明細書

診療調剤	患者負担額 【医療機関分】	患者負担額 【調剤薬局分】	高額療養費、 付加給付等	申請金額
年月	A	В	С	A+B-C
平成 30 年 4 月分	57, 600円	14,000円	15,000円	56, 600円
平成 30 年 5 月分	窓口で支払った金額 であれば3割負担分 れば10割負担分)の	、保険適用外であ	高額療養費制度による払い	24, 000円
平成 30 年 6 月分	入ください。	カイの合計をこむ .,。。。。	戻しやその他 不育症治療に 」関する給付が <u></u>	16,000円
平成 30 年 7 月分	17,000円	14,000円	あればご記入	31,000円
平成 30 年 8 月分	9, 000円	7,000円		16,000円
平成 30 年 9 月分	9, 000円	7,000円		16,000円
平成 年 月分			は自己負担額の合計に	西たり、様式第1
平成 年 月分		様式第1号「申請金	×2分の1(1円未満切 会額」は訂正できません	ん。様式第1号に
平成 年 月分		記入する金額につい認ください。	いては、申請時に保健	
合計	118, 600円	56, 000円	15,000円	159, 600円

※患者負担額に次の費用は含めないでください。

- (1) 入院時の差額ベッド代、食事代又は文書料等直接治療に関係のない費用
- (2) 出産(流産、死産等を含む)にかかる費用
- (3) 他の地方公共団体で助成されていた期間に係る不育症治療費等の費用
- (4) 不育症に係る検査のみ行った場合の費用